



令和 7 年 8 月 29 日
四国行政評価支局地域総括評価官
(在愛媛行政監視行政相談センター)
小笠原 英雄

令和 7 年度行政相談委員総務大臣表彰受賞者が 決定しました！！

行政相談委員総務大臣表彰とは、国民の行政に対する苦情の解決に多大な貢献をされた方を総務大臣が表彰するものです。

愛媛県においては、行政相談委員である以下の 2 名に対し、贈呈されることが決定しました。

なお、表彰授賞式は、9 月 3 日（水）に京王プラザホテル（東京都）で開催され、全国で 100 人の行政相談委員が受賞されます。

【令和 7 年度総務大臣表彰 受賞者】

- | | | |
|------|------|---------|
| あいばら | としゆき | |
| ・ 相原 | 敏幸 | 委員（大洲市） |
| やまおか | しまこ | |
| ・ 山岡 | 島子 | 委員（愛南町） |



まぐみみ愛媛



総務省行政相談センター

(連絡先)
総務省愛媛行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課 阿部・竹尾
電話：(089) 941-7701

令和 7 年度総務大臣表彰受賞委員のご紹介



相原 敏幸 委員（大洲市）
平成 21 年 4 月委嘱。行政相談委員歴 16 年。

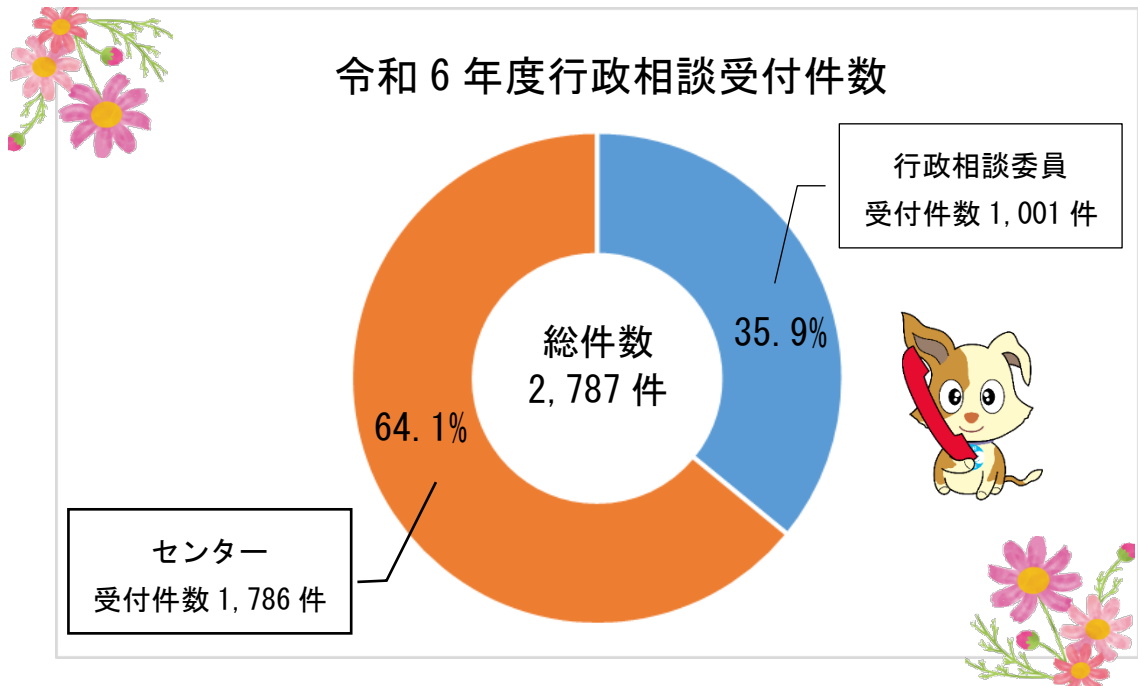


山岡 島子 委員（愛南町）
平成 25 年 4 月委嘱。行政相談委員歴 12 年。



☆ 令和 6 年度行政相談件数

愛媛県内における令和 6 年度の行政相談受付件数は 2,787 件です。



【参考】

○ 行政相談制度とは

総務省が行う「行政相談」は、①国の行政機関、特殊法人などの業務、②都道府県及び市町村が行っている業務で、生活保護事務など法定受託事務に該当するもの、あるいは国の補助を受けているものについて、苦情や意見・要望などを受け付け、担当行政機関とは異なる立場からその解決や実現の促進を図るものです。

○ 行政相談委員とは

行政相談委員は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約 5,000 人（各市（区）町村に 1 人以上）配置され、地域住民の身近な相談相手として無報酬のボランティアとして活動しています。

任期は 2 年間（再任は妨げない）で、愛媛県では、県内全市町に計 84 人（令和 7 年 8 月 1 日現在）が配置されています。

- 行政相談（行政に関する苦情や意見・要望）は、下記で受け付けているほか、県内各市町に配置されている行政相談委員が、市役所・町役場・公民館などで開設している定例相談所等で受け付けています。

総務省 愛媛行政監視行政相談センター
（松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎）

（おこまりなら まる まるくじょーひやくとおばん）

- ◎ 電 話： 0570-090110 （全国統一の行政苦情 110 番）

※ 平日は 9:00～16:45

※ 平日時間外及び休日・祝日は、留守番電話で受け付けます。

- ◎ インターネットによる相談受付

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

（愛媛行政監視行政相談センターのホームページからアクセスできます。）

- ◎ 手紙や来所による相談も受け付けています。